

8建指第4号  
令和8年4月1日

公益社団法人 長野県建築士会ながの支部 御中

長野市長 荻原 健司  
(建設部建築指導課・建築防災担当)

市の補助制度等を活用した住宅・建築物の耐震化の支援について（依頼）

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、市の建築指導行政につきまして格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市では今後予想される大規模地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体と財産を守ることを目的として長野市耐震改修促進計画を定め、耐震化の促進を図ってきているところです。

今年度も、建築物の耐震化をより一層促進させるため、過年度の耐震診断受診者に対して再度フォローアップを行うなど耐震化の必要性を改めて啓発していくとともに、代理受領制度を設け、耐震改修工事費に対する補助金を市から直接施工業者に支払うことで、所有者が改修費用を用意する際の金銭的負担の軽減や、安価な耐震改修工法を周知するなど耐震改修を行いやすくする取り組みを行ってまいります。

つきましては貴支部並びに貴支部会員の皆様には、市の補助制度等を積極的に活用し、住宅・建築物の耐震化に、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、令和8年度も前年に引き続き耐震改修等の補助制度拡充を継続してまいります。本年度における市の補助制度等の概要を添付いたしますので、貴支部会員の皆様へご周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

担当：建設部 建築指導課 建築防災担当  
(課長補佐) 岡村 賢治 (係長) 宮下 健  
(主査) 飯島 美奈 (主査) 石黒 美佑季  
電話：026-224-6753

令和8年度特例(赤字部分)・新規事業(青地部分)

■補助制度等の概要■

建物の区分	耐震診断補助	耐震改修工事補助		除却工事補助
		通常補助	長野県上乘せ	
木造一戸建て住宅	<p>耐震診断士派遣(無料)</p> <p>▼対象/以下の3項目全てに該当する住宅</p> <p>○昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅</p> <p>○在来軸組構法の木造住宅(平屋または2階建て)</p> <p>○長屋及び共同住宅以外の個人が所有する住宅</p>	<p>改修工事費の5分の4以内 (1戸115万円*まで) (賃貸住宅を除く)</p> <p>※令和7年度までに無料耐震診断を受けた住宅は 1戸150万円</p>	<p>耐震改修後の評点1.0以上の場合 1戸50万円 (※補助額の合計が工事費を超える場合、上限は工事費と同額まで)</p>	<p>住宅の建替えに伴う除却工事費の2分の1以内 又は 床面積×9,100円/m<sup>2</sup> のいずれか低い額 (1戸97.8万円まで)</p>
非木造一戸建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1戸9万円まで)</p> <p>▼対象/木造在来軸組構法(平屋または2階建て)以外の住宅で、個人所有の一戸建て住宅</p>			
分譲マンション・賃貸共同建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟120万円まで)</p> <p>▼対象/区分所有者が存する分譲マンションや、民間事業者などが所有する賃貸住宅</p>	<p>改修工事費の2分の1以内 (1戸115万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>		
特定既存耐震不適格建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟120万円まで)</p> <p>▼対象/幼稚園、学校、病院、福祉施設、ホテル、物品販売店舗、事務所、工場などで一定規模以上のもの</p>			
緊急輸送道路等沿道建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟200万円まで)</p> <p>▼対象/地震災害時、建物の倒壊により緊急輸送道路をふさぐ恐れのある、一定以上の高さの建築物</p>			

長野県上乘せ補助  
詳細については、  
長野県建築住宅課  
までお問い合わせ  
ください。

※無料耐震診断・補助の対象にならない住宅もありますので対象になるか判断できない場合は事前に建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。  
※耐震改修工事の補助対象や条件等、詳細については建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。  
※予算の範囲内での補助になるため、年度途中で申し込み受理を終了する場合があります。

# 令和8年度

## 住宅耐震改修 補助制度

補助額

115万円

\* 予算がなくなり次第終了します

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では多くの木造住宅が被害を受けました。

倒壊等により大切な人命が失われただけでなく、道路を塞いでしまうなど、災害後の救命活動等にも大きな影響を及ぼしました。

この被害を受け、市では木造住宅の耐震改修を一層促進しています。

### ■ 補助金の額

基本額 上限 **115<sup>※1</sup>万円**

(改修する住宅に居住し年間所得200万円以下の場合、最大20万円の上乗せが有ります)

耐震改修工事費の5分の4以内の額

併用  
OK

※1 令和8年3月31日までに無料耐震診断を実施した住宅は**上限150万円** (令和9年度まで)

(所得による上乗せはありません)

さらに耐震改修後の評点1.0以上の場合  
長野県上乗せ補助 上限 **50万円**

※補助額の合計が工事費を超える場合、上限は工事費と同額まで

### ■ 期間

令和8年度 (1年間)

受付開始：令和8年4月1日～

対象工事：令和9年1月31日までに**工事完了**および**実績報告**が提出できるもの

### ■ 補助金の申請ができる方

※昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅に限ります。

住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された住宅を所有かつ、居住している方又は居住予定の方 (賃貸住宅を除く)

その他制度：

代理受領制度をご活用ください。

市から給付される補助金を申請者に代わって施工業者等が受け取る制度です。市から直接、施工業者等へ補助金を支払うことで、申請者は工事費用のうち自己負担分を用意すればよく、工事資金準備の負担が軽減されます。

ご注意ください！

下記の場合、補助を行うことができませんのでご注意ください。

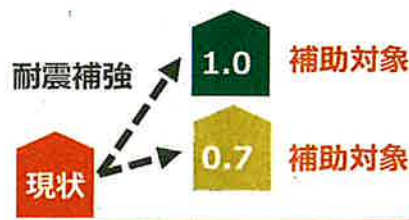
- ・ 着手済みの工事
- ・ 補助金の交付決定前に契約した工事

詳しくはこちら



## ■ 補助の対象となる耐震改修工事

改修工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回り、かつ総合評点**0.7以上**になる工事



## ■ 耐震改修を行い、建物のグレードアップを！

令和6年能登半島地震では旧耐震基準（1.0未満）の住宅に多くの被害が発生しました。

市では、総合評点**1.0以上に補強**することを推奨していますが、総合評点**0.7以上に補強**する工事でも、補助の対象になります。

仮に、震度6弱の地震で比較した場合、総合評点0.4の建物は倒壊する可能性が高いですが、総合評点**0.7の場合、倒壊まで至る確率は低くなり、外へ避難できる可能性が高まります。**

耐震改修に充てる資金や将来どのくらい建物を使用するかなどを踏まえ、それぞれに合った改修プランを考えましょう。

### 総合評点とは？

建築基準法で定められている最低限の強さに対する実際の建物の強さを示す数値です。その基準値を「1.0」と定めています。



	被害の様子	修復の可能性と被害状況
無被害		<b>ほぼ無被害</b> ● 仕上げのモルタル、漆喰などに軽微なひび割れが発生する可能性がある ● 壁紙にしわが寄ることがある <b>変形</b> 1cm以下
小破		<b>継続使用可・軽微な補修要</b> ● 部分的なタイルの剥離 ● 窓周辺のモルタルなどにひび割れ ● 壁紙の部分的破損 ● 瓦のずれ、部分的落下 <b>変形</b> 1~5cm
中破		<b>多くの場合避難生活 かなりの修復費用が発生</b> ● 外装の剥離、脱落 ● 窓、扉の開閉不具合 ● 内装仕上げの剥離 <b>変形</b> 5~10cm
大破		<b>避難生活・修復困難</b> ● 内外装の激しい剥離 ● 大きな柱の傾き ● 窓、扉の損壊 ● 余震による倒壊の可能性 <b>変形</b> 10cm以上
倒壊		<b>命を落とす危険性大</b> ● 室内空間がなくなる ● 近隣への影響大 ● 火災発生の可能性大

※ **変形** 揺れているときに家全体が横方向に変形した大きさを意味します。

長野盆地の西縁断層帯によって、市内の大部分で**震度6強以上**の揺れが起これると予想されています。

倒壊した建物の中に閉じ込められると自力で逃げ出すことは困難です。

身動きが取れない状態で救助を待つのは恐ろしいものです。また、倒壊後の火災に巻き込まれるなどの危険もあります。

ご自身や家族の命を守るためにも、住宅の耐震補強を行いましょう。

震度/被害	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	0.4 1.0 0.7

例：総合評点0.7で6弱の地震が来た場合→大破  
総合評点0.4で6弱の地震が来た場合→倒壊

監修・製作：名古屋工業大学 井戸田研究室ほか、パンフレット『木造住宅の耐震リフォーム』より

お問い合わせは ~ 窓口相談も行っていますので、お気軽にご相談ください ~

長野市役所 建築指導課 建築防災担当(第二庁舎7階)

〒380-8512長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話：026-224-6753 FAX：026-224-5124